



# 佐賀県公報

平成18年  
6月5日  
(月曜日)  
第 12762号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

○佐賀県種畜検査条例に基づく種畜証明書の交付

(三八五・畜産課)一

○道路の区域の変更

(三八六・道路課)一

○道路の供用開始

(三八七・〃)一

○道路の区域の変更

(三八八・〃)二

○道路の供用開始

(三八九・〃)二

○大規模小売店舗の新設に関する公示

(商工課)二

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第三百八十五号

佐賀県種畜検査条例(昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)第七条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十八年六月五日

佐賀県知事 古川 康

(豚)

証明書番号	名号
平一八年 第一号	平一八年 臨時 スター一九三 ド チャンプ 六一三
九一フィール 大ヨーク シャー	生年月日 平成一六・ 一〇・七
埼玉県 三二番地二 板橋正弘	产地 飼養者住所・氏名 小城市牛津町柿樋瀬七

●佐賀県告示第三百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月五日から平成十八年七月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道 路 の 区 域	後の別 変更前
前	後	メートル員	メートル長
一般国道 二六四号	神埼市千代田町大字下板字南四 本松三二一一番一地先から 神埼市千代田町大字下板字南一 本松二五四番二地先まで	二七・二 一五・二 一五五・五	メートル 延長
神埼市千代田町大字下板字南四 本松三二一一番一地先から 神埼市千代田町大字下板字南一 本松二五四番二地先まで	本松二五四番二地先まで 神埼市千代田町大字下板字南四 本松三二一一番一地先から 神埼市千代田町大字下板字南一 本松二五四番二地先まで	二〇・四 一五・二 一六五・四 一五五・五	メートル 延長
七・六	一〇・一 八・六 一五五・五		

#### ●佐賀県告示第三百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月五日から平成十八年七月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	神埼市千代田町大字下板字南四本松三二一一番一地 先から 神埼市千代田町大字下板字南一本松二五四番二地 先まで	平成一八・六・五

●佐賀県告示第三百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月五日から平成十八年七月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前	幅員	延長
神埼市千代田町渡瀬字古城一九 八六番二地先から		一一一・〇	一五六・四	
神埼市千代田町渡瀬字古城一六 ○六番地先まで		八・二	八・五	
神埼市千代田町渡瀬字古城一九 八六番二地先から	後	八・五	一五六・四	
神埼市千代田町渡瀬字古城一六 ○六番地先まで	後	八・二	八・二	
神埼市千代田町渡瀬字古城一九 八六番二地先から	前	八・五	一五六・四	
神埼市千代田町渡瀬字古城一六 ○六番地先まで	前	八・二	八・二	

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神埼市千代田町渡瀬字古城一九八六番二地先から 神埼市千代田町渡瀬字古城一六〇六番地先まで	平成一八・六・五

○公示

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年6月5日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あんくるふじや弥生が丘店

鳥栖市弥生が丘一丁目36番

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社あんくるふじや

代表取締役 太田尾 昭

佐賀県佐賀市南佐賀二丁目3番1号

●佐賀県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次の

より道路の供用を開始する。  
この区間を表示した図面は、平成十八年六月五日から平成十八年七月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十八年六月五日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 株式会社あんぐるふじや

代表取締役 太田尾 昭

佐賀県佐賀市南佐賀二丁目3番1号

(イ) その他未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年1月18日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,389平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物周囲 155台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

A棟南側 30台

B棟南側 40台

合計 70台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

A棟西側 40平方メートル

A棟東側 40平方メートル

B棟東側 50平方メートル

D棟南側 32平方メートル

合計 162平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟西側 18.2立方メートル

A棟東側 26.7立方メートル

合計 44.9立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地西側 1か所

建物敷地南側 1か所

合計 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成18年5月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年6月5日から

平成18年10月4日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

申購  
込読  
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月五日印 刷及び發行者  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日  
所 毎週月曜日  
株 古川総合印刷  
月 水金曜日  
水 金曜日  
金 印刷